



令和元年12月25日
自動車局技術政策課

トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの 公道走行を可能にします。

～国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車を指定する件の制定等について～

トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの公道走行が可能となるよう、これまで車両としての位置付けが明確でなかった、トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トレーラ」として国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に指定する等、所要の法令の整備を行います。

1. 背景

農業の生産性の向上の観点から、農耕トラクタが農作業機をけん引したままで公道を走行できるよう農業者から要請されています。また、「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」(令和元年6月6日規制改革推進会議)においても、安全性の確保を前提とした上で公道走行が可能となる枠組みを早急に行う必要性について取りまとめられました。これらを踏まえ、今般、以下の告示等の改正等を行います。

2. 改正告示・通達

- (1) 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車を指定する件の制定
- (2) 「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について(依命通達)」(平成9年3月28日自技第35号)の一部改正
- (3) 「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成9年9月19日自技第193号)の一部改正
- (4) 「道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」(平成15年9月26日国土交通省告示第1320号)の一部改正

3. 改正概要(上記2. (1)～(4)に関し、それぞれ以下の改正等を行います。)

- (1) トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トレーラ」として、道路運送車両法施行規則別表第一における、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に指定します。
- (2) 農耕作業用トレーラの判断基準として構造要件を規定します。
- (3) 農耕トラクタ及び農耕作業用トレーラの基準緩和の取扱いを規定します。
- (4) 農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引したままで、公道の走行が可能となるよう、制動装置等の基準について緩和できることとします。(詳細は別紙をご覧ください。)

4. 施行日

令和元年12月25日(各運輸局の基準緩和認定は来月を予定。)

なお、本年11月8日から12月7日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、e-govのホームページにて公表しています。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190929&Mode=3>

<お問い合わせ先> 自動車局技術政策課 吉池、市川
電話：03-5253-8111(内線42216、42259)
直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

農耕作業用トレーラの大車指定等について（令和元年12月25日）

1. 農耕作業用トレーラに適用される関係法令等について

（1）自動車の種別

- ・トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トレーラ」とし、道路運送車両法施行規則別表第一において国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車に指定した。これにより、自動車の種別は大型特殊自動車又は小型特殊自動車とされる。

（2）農耕作業用トレーラの判断基準

- ・農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車とした。

（3）適用される保安基準

- ・大型特殊自動車又は小型特殊自動車の保安基準が適用される。

（4）保安基準緩和について

- ・（3）のうち、適用することが困難とされる基準については、使用者に対する条件又は制限を付した上で、緩和が可能となるよう措置する。

トレーラタイプ農作業機の例



マニユアスプレッダ
（堆肥散布機）

※(株)デリカHPより引用



スプレーヤ
（薬剤散布機）

※(株)やまびこHPより引用

2. 保安基準緩和の主な内容について

保安基準	緩和を可能とする内容	使用者に対する条件又は制限
幅	2.5メートルの基準	車体後面等に幅を表示すること、外側表示板を設置すること、道路管理者からの通行許可証を取得すること等
安定性	被けん引自動車の30(35)度の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
制動装置	被けん引自動車の制動装置の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
灯火器等	長さ4.7m幅1.7m高さ2.0m最高速度15km/h以下の小型特殊自動車である農耕トラクタにけん引される農耕作業用トレーラの灯火器装備の基準	関係法令を遵守すること等 （保安基準により前部反射器(白色),後部反射器(赤色正立正三角形),方向指示器が必要）